

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、市が設置する公園の設置及び管理並びに公園の設置基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 1 条の 2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市公園 市が設置する法第 2 条第 1 項に規定する都市公園をいう。
 - (2) 公園施設 法第 2 条第 2 項に規定する公園施設をいう。
 - (3) 都市公園以外の公園 市がこの条例により設置する公園であつて、都市公園以外のものをいう。
 - (4) 公園施設に準ずる施設 都市公園以外の公園に設ける施設であつて、公園施設に準ずるものをいう。
- (公園の名称等)

第 2 条 都市公園の名称及び位置は、別表 1 に掲げるとおりとする。

2 都市公園以外の公園の名称及び位置は、別表 1 の 2 に掲げるとおりとする。

(公園施設の開館時間及び休館日)

第 2 条の 2 公園施設の開館時間及び休館日は、別表 1 の 3 に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

第 1 章の 2 都市公園の設置基準等

(都市公園の設置基準)

第 2 条の 3 法第 3 条第 1 項の条例で定める基準は、次条及び第 2 条の 5 に定めるところによる。

(市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第 2 条の 4 市民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準は、50平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第 2 条の 5 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。
 - (2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - (3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - (4) 主として市内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
- 2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第 2 条の 6 法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、100分の 2 とする。

- 2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に関する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として前項に規定する割合により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として第1項に規定する割合により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として第1項に規定する割合により認められる建築面積又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として第1項に規定する割合により認められる建築面積又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 6 令第8条第1項本文の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商その他これに類する行為をすること。
 - (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 興行を行うこと。
 - (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催のため都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
 - (5) その他前各号に準ずる行為をすること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称、代表者の住所、氏名及び営業種目とする。以下同じ。）並びに行為の目的、内容及び期間並びに行為する場所又は公園施設その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出し、許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。この場合都市公園の管理上必要な範囲で条件を付することができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項又は第3項の占用の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しないものとする。

(使用料)

第5条 第3条第1項又は第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(行為の禁止)

第6条 都市公園内においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可に係る行為であって、特に市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 公園施設を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 土地の形質を変更し、土石を採取し、又は竹木を伐採すること。
- (3) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (4) ごみその他汚物を捨てること。
- (5) 広告又はこれに類するものを掲出し、又は散布すること。
- (6) 立入禁止区域に立入ること。
- (7) 指定した以外の場所へ車馬を入れ、又はとめおくこと。
- (8) 前各号のほか、市長が都市公園の管理上特に必要があると認めて禁止すること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合、又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第3章 市以外の者の公園施設の設置及び管理

(申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の公園施設の設置又は管理の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び数量
- ウ 公園施設の設置目的
- エ 公園施設の設置場所及び期間
- オ 公園施設の構造
- カ 公園施設の管理方法
- キ 工事の期間及び実施の方法
- ク 都市公園の復旧方法
- ケ その他市長が指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 公園施設の種類及び名称
- ウ 公園施設の管理目的
- エ 公園施設の管理期間
- オ 公園施設の管理方法
- カ その他市長が指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長が指示する事項

(公園施設の設置の使用料等)

第9条 公園施設の設置又は管理の許可を受けた者は、別表3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(公園施設の設置又は管理の休止及び廃止)

第10条 公園施設を設置又は管理する者は、公園施設の設置又は管理を休止しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 公園施設を設置又は管理する者は、公園施設の設置又は管理を廃止しようとするときは、廃止の日の10日前までに理由を付して市長に届け出なければならない。

第4章 都市公園の占用

(申請書の記載事項)

第11条 法第6条第2項の占用の許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 申請者の住所、氏名及び職業
- (2) 公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の種類及び数量
- (3) 占用物件の管理方法
- (4) 占用物件設置工事の期間及び実施方法
- (5) 前各号のほか、市長が指示する事項

(法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更)

第11条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の模様替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
 - (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用者が当該占用の目的に付随して行うもの
- (占用料)

第12条 都市公園の占用の許可を受けた者は、別表4に掲げる額の占用料を納付しなければならない。

第5章 有料公園施設

(有料公園施設)

第13条 市が管理する公園施設のうち有料で使用させるものの設置及び管理については、別に定める。

第14条から第16条まで 削除

第6章 雑則

(権利の譲渡禁止等)

第17条 公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸することができない。

(監督処分)

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他の不正な手段により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないときは、市長は、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

4 前項に規定する場合における必要な手続については、法及びこの条例の相当規定の例による。

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第18条の2 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
 - (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及びその工作物等を除却した日時
 - (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項
- (工作物等を保管した場合の公示の方法)

第18条の3 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して14日間、帯広市公告式条例（昭和25年条例第26号）に定める掲示場（以下「掲示場」という。）に掲示すること。
 - (2) 特に貴重と認められる工作物等については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第18条の7において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、保管を始めた日から起算して3月間、引き続き同号の規定による掲示をすること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を市の事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(工作物等の価額の評価の方法)

第18条の4 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第18条の5 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

第18条の6 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、その工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項を掲示場に掲示しなければならない。

- 2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に当該工作物等の名称又は種類、形状、数量その他必要な事項をあらかじめ通知しなければならない。
- 3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(工作物等を返還する場合の手続)

第18条の7 市長は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、別に定める受領書と引き換えるものとする。

2 前項の規定は、法第27条第6項の規定により売却した代金の返還について準用する。

(届出)

第19条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(3) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(4) 都市公園を構成する土地、物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(5) 前条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料等の徴収)

第20条 使用料及び占用料は、公園施設の設置若しくは管理、都市公園の占用又は第3条第1項各号に掲げる行為(以下「都市公園の使用」という。)の許可の際これを徴収する。ただし、都市公園の使用の期間が1年をこえ、又は次年度にまたがる場合は、初年度の方は使用の許可の際、次年度以降の方は当該各年度の始めに徴収する。

2 使用料の額が月を単位として定められている場合において、都市公園の使用の日数に端数を生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算により算出する。

(使用料の減免)

第21条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる。

(使用料等の不還付)

第22条 既納の使用料及び占用料は、返還しない。ただし、市長は、特に必要があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第3条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科する。

(1) 第3条第1項又は第3項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者

(2) 第6条(前条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者

(3) 第18条第1項又は第2項(前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第25条 詐欺その他不正の行為により、使用料又は占用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人又は人の業務に関し、前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の過料を科する。

(管理の代行)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に都市公園(公園施設を含む。次条において同じ。)の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第28条 前条の規定により指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 都市公園の維持管理業務

(2) 都市公園の設置目的を達成するために必要な事業の実施に関する業務

(3) その他前2号を遂行するために必要な業務

(都市公園以外の公園についての準用)

第28条の2 第3条から前条まで並びに法第5条第1項、第6条第1項から第3項まで、第10条第1項、第27条第1項、第2項、第5項及び第6項並びに第33条第4項の規定は、都市公園以外の公園に準用する。この場合において、これらの規定中「都市公園」とあるのは「都市公園以外の公園」と、「公園施設」とあるのは「公園施設に準ずる施設」と読み替えるものとする。

(規則への委任)

第29条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

別表1 (第2条関係)

街区公園

公園の名称	位置	備考
さかえ公園	帯広市西4条南9丁目	
河南公園	帯広市西3・4条南4丁目	
こまどり児童公園	帯広市白樺16条東10丁目	
すみれ児童公園	帯広市大空町2丁目	
たんぼ児童公園	帯広市大空町4丁目	
ひばり児童公園	帯広市東1条南8丁目	
こばと児童公園	帯広市東3条南9丁目	
ちどり児童公園	帯広市東2条南24丁目	
かしわ児童公園	帯広市東9条南9丁目	
くるみ児童公園	帯広市大通南28丁目	
あおば児童公園	帯広市大通南15丁目	
かつら児童公園	帯広市東2条南18丁目	
緑栄児童公園	帯広市緑ヶ丘1条通2丁目	
あおい児童公園	帯広市大空町7丁目	
北親児童公園	帯広市西5条北4丁目	
よつば児童公園	帯広市東5条南13丁目	
ひなぎく児童公園	帯広市大空町6丁目	
ひまわり児童公園	帯広市大空町10丁目	
共栄児童公園	帯広市西16条南34丁目	
光南第1児童公園	帯広市東7条南21丁目	
明星児童公園	帯広市西4条南25丁目	
春光児童公園	帯広市西17条南37丁目	
芳園児童公園	帯広市緑ヶ丘8丁目	
あおぞら第4児童公園	帯広市西21条南2丁目	
共親児童公園	帯広市西12条南14丁目	
6号栄児童公園	帯広市西16条北2丁目	
ばらと児童公園	帯広市東15条南4丁目	
親和児童公園	帯広市西17条北1丁目	
南郷児童公園	帯広市西3条南33丁目	
やよい第2児童公園	帯広市西17条南3丁目	
光南第2児童公園	帯広市東5条南24丁目	
和光児童公園	帯広市西16条南4丁目	
北斗児童公園	帯広市西12条北3丁目	
大和児童公園	帯広市西14条南4丁目	
公園東第3児童公園	帯広市公園東町4丁目	
公園東第2児童公園	帯広市公園東町3丁目	
公園東第1児童公園	帯広市公園東町1丁目	

稲田第2児童公園	帯広市西10条南39丁目	
北西第2児童公園	帯広市西17条北2丁目	
青柳児童公園	帯広市西6条南29丁目	
あおぞら第2児童公園	帯広市西22条南2丁目	
柏南第1児童公園	帯広市西18条南3丁目	
わかくさ第2児童公園	帯広市西18条南5丁目	
さくら児童公園	帯広市西20条南2丁目	
みどり児童公園	帯広市西17条南1丁目	
稲田第3児童公園	帯広市西7条南40丁目	
夕やけ児童公園	帯広市西14条北8丁目	
北興第2児童公園	帯広市西10条北6丁目	
きぼう第2児童公園	帯広市西20条南5丁目	
わかば児童公園	帯広市西17条南5丁目	
つくし第1児童公園	帯広市西24条南1丁目	
つくし第2児童公園	帯広市西25条南1丁目	
さつき児童公園	帯広市西19条南4丁目	
みずほ児童公園	帯広市西20条南3丁目	
北興第1児童公園	帯広市西10条北7丁目	
光北児童公園	帯広市西8条北2丁目	
あゆみ児童公園	帯広市西23条南2丁目	
緑西第1児童公園	帯広市西18条南4丁目	
常磐第2児童公園	帯広市西19条南5丁目	
あさがお児童公園	帯広市西20条南4丁目	
新川西公園	帯広市川西町西2線	
西帯児童公園	帯広市西25条南1丁目	
北西第1児童公園	帯広市西16条北2丁目	
あやめ児童公園	帯広市西19条南4丁目	
めぐみ第1児童公園	帯広市西19条南2丁目	
緑園記念児童公園	帯広市西22条南3丁目	
アルプス児童公園	帯広市西21条南3丁目	
とりで児童公園	帯広市西21条南4丁目	
あけぼの児童公園	帯広市西24条南2丁目	
西えき児童公園	帯広市西23条南1丁目	
常磐児童公園	帯広市西19条南5丁目	
あかね児童公園	帯広市西3条南15丁目	
わんぱく児童公園	帯広市西22条南3丁目	
すいせい児童公園	帯広市西19条南2丁目	
むつみ公園	帯広市西17条南4丁目	
北泉児童公園	帯広市西10・11条北3丁目	
南園児童公園	帯広市西19条南37丁目	
冒険児童公園	帯広市西23条南4丁目	
しんせい児童公園	帯広市西6条南31丁目	
どんぐり児童公園	帯広市西16条南6丁目	
おふね児童公園	帯広市西23条南4丁目	
わかくさ第1児童公園	帯広市西18条南5丁目	
豊成児童公園	帯広市西5条南37丁目	
玄武第1児童公園	帯広市西15条北7丁目	

いずみ第1児童公園	帯広市西17条北2丁目	
つみき児童公園	帯広市西22条南4丁目	
春駒第2児童公園	帯広市西20条南4丁目	
まゆみ児童公園	帯広市西18条南32丁目	
こぶし児童公園	帯広市西9・10条南29丁目	
きぼう第1児童公園	帯広市西20条南5丁目	
南町児童公園	帯広市西15条南31丁目	
はるにれ公園	帯広市稲田町東2線	
清南公園	帯広市東3条南26丁目	
とんぼ公園	帯広市西9条南8丁目	
きつつき公園	帯広市自由が丘2丁目	
なかよし公園	帯広市西3条南27・28丁目	
やまびこ公園	帯広市自由が丘6丁目	
ほのぼの公園	帯広市南の森西2丁目	
げんき公園	帯広市西19条南35丁目	
みつばち公園	帯広市西25条南3丁目	
虹の子公園	帯広市西18条南5丁目	
大心公園	帯広市西16条北1丁目	
風の子公園	帯広市西18条南5丁目	
せせらぎ公園	帯広市西17条南39丁目	
北親ふれあい公園	帯広市西8条北6丁目	
光の子公園	帯広市西17条南5丁目	
ひよどり公園	帯広市西13条南2丁目	
西駅東公園	帯広市西23条南1丁目	
りんどう公園	帯広市西17条南36丁目	
みすみ公園	帯広市西23条南3丁目	
春駒第1児童公園	帯広市西20条南4丁目	
緑陽公園	帯広市南の森東4丁目	
西陵公園	帯広市西18条南2丁目	
柏南第2児童公園	帯広市西18条南3丁目	
つばめ児童公園	帯広市西25条南3丁目	
うりかり公園	帯広市西17条南40丁目	
協和第1児童公園	帯広市西19条南3丁目	
東ふれあい公園	帯広市東11条南7丁目	
くろゆり児童公園	帯広市西20条南4丁目	
やよい児童公園	帯広市西17条南3丁目	
コスモス児童公園	帯広市西20条南3丁目	
はくゆう公園	帯広市西18条北1丁目	
めぐみ児童公園	帯広市西19条南2丁目	
やよい第3児童公園	帯広市西17条南3丁目	
西こまどり児童公園	帯広市西18条南2丁目	
チョマトー公園	帯広市西16条北1丁目	
モモンガ公園	帯広市清流西2丁目	
伏古別川公園	帯広市西14条北6・7丁目	
東陽児童公園	帯広市東10条南15丁目	
フクロウ公園	帯広市清流西2丁目	
リス公園	帯広市清流東1丁目	

稲田第 1 児童公園	帯広市西11条南40丁目	
ハヤブサ公園	帯広市清流西 4 丁目	
共和公園	帯広市西17条南 5 丁目	
北西第 3 児童公園	帯広市西17条北 3 丁目	
稲田東公園	帯広市西 5 条南41丁目	
豊成ひろば	帯広市西 5 条南37丁目	
あおぞら児童公園	帯広市西22条南 2 丁目	
あじさい児童公園	帯広市西18条北 2 丁目	
新栄こばと児童公園	帯広市西15条南14丁目	
新北西ウレシパ公園	帯広市西12条北 8 丁目	
北西第 4 児童公園	帯広市西16条北 3 丁目	
南町中央公園	帯広市西14条南34丁目	
丘の町公園	帯広市西10条南14丁目	

近隣公園

公園の名称	位置	備考
大通公園	帯広市大通南20丁目	
東公園	帯広市東11条南12丁目	
柏林台公園	帯広市柏林台中町 5 丁目	
中央公園	帯広市西 3 条南 7 丁目	
津田公園	帯広市西23条南 2 丁目	
白樺公園	帯広市西16条南 4 丁目	
あづさ公園	帯広市西16条北 2 丁目	
西帯広公園	帯広市西22条南 3 丁目	
自由が丘公園	帯広市自由が丘 4 丁目	
大空公園	帯広市大空町11丁目	
あかしや公園	帯広市西16条南 5 丁目	
啓西公園	帯広市西19条南 3 丁目	
西公園	帯広市西24条南 3 丁目	
みなみ野公園	帯広市南の森東 2 丁目	
工団第 1 公園	帯広市西20条北 2 丁目	
まなび野公園	帯広市清流西 2 丁目	

地区公園

公園の名称	位置	備考
伏古別公園	帯広市西21・22条南 1 丁目	
西町公園	帯広市西16条南 2 丁目	
十勝川公園	帯広市東 4 条北 1 丁目	
機関庫の川公園	帯広市清流西 3 丁目	
サケのふる里公園	帯広市西14条南37丁目 帯広市西15条南36・37丁目 帯広市稲田町南 9 線西	

総合公園

公園の名称	位置	備考
緑ヶ丘公園	帯広市字緑ヶ丘 2 番地	みどりと花のセンターを設置

大規模公園

公園の名称	位置	備考
帯広の森	法第 2 条の 2 の規定に基づき、帯広の森として公告する位置	帯広の森・はぐく一むを設置

都市緑地

公園の名称	位置	備考
工団緑地第1号	帯広市西19条北1丁目9	
工団緑地第2号	帯広市西19条北1丁目16	
工団緑地第3号	帯広市西19条北1丁目1	
工団緑地第4号	帯広市西20条北1丁目17	
工団緑地第5号	帯広市西20条北1丁目1	
工団緑地第6号	帯広市西21条北1丁目9	
工団緑地第7号	帯広市西22条北1丁目12	
工団緑地第8号	帯広市西22条北1丁目2	
工団緑地第9号	帯広市西23条北1丁目3	
工団緑地第10号	帯広市西24条北1丁目14	
工団緑地第11号	帯広市西23条北2丁目17	
工団緑地第12号	帯広市西24条北2丁目5	
工団緑地第13号	帯広市西24条北2丁目5	
工団緑地第14号	帯広市西24条北2丁目5	
工団緑地第15号	帯広市西25条北2丁目2	
工団緑地第16号	帯広市西25条北2丁目2	
工団緑地第17号	帯広市西25条北2丁目2	
工団緑地第18号	帯広市西21条北1丁目14	
工団緑地第19号	帯広市西19条南1丁目4	
西帯広ニュータウン緑地	帯広市西22条南3丁目・西23条南3丁目～南4丁目	
大山緑地	帯広市西17条南6丁目	
大成川緑地	帯広市西24条南2丁目	
石王緑地	帯広市西18条南4丁目	
稲田緑地	帯広市西14条南40丁目	
南豪緑地	帯広市東2・3条南27・28丁目	
中島公園	帯広市東3・4条南2丁目	
南公園	帯広市西4条南13丁目	
光南緑地	帯広市東4条南17丁目 帯広市東5条南17丁目～南18丁目 帯広市東6条南18丁目	
まなび緑地	帯広市清流西1丁目	
清流緑地	帯広市清流西3丁目	
若葉の森	帯広市西17条南6丁目	
中島緑地	帯広市西22条北4丁目	
工団緑地第20号	帯広市西19条北2丁目	

河川緑地

公園の名称	位置	備考
十勝川水系河川緑地	十勝川及び札内川の一部 帯広市大通・西1条北1・2丁目	
発祥の地公園	帯広市東9条南4丁目	
帯広川緑地	帯広市西12条南3丁目から帯広市西22条南2丁目までの帯広川	

別表１の２（第２条関係）

農村公園

名称	位置	備考
大正公園	大正町基線	
大正青空公園	昭和町基線	
広野農村公園	広野町西２線	
上帯広農村公園	上帯広町西２線	
大正農村公園	大正本町西１条１丁目	
戸蔭農村公園	上清川町西１線	
泉農村公園	泉町西10線	
清川農村公園	清川町西１線	
以平農村公園	以平町西８線	
広野百年の森	広野町西３線	

ポケットパークその他の緑地

名称	位置	備考
帯里ふれあい広場	東10条南２丁目	
西交友ポケット広場	西22条南１丁目	
工場前公園	西８条南32丁目	
けいほく広場	西13条北２丁目	
あすみ広場	東10条南19丁目	
みあさ広場	西19条南42丁目	
せいりゅう広場	西２条南38丁目	
やまびこ広場	西３条南31丁目	
トンネル公園	西14条南29丁目	

備考 その他の公園又は緑地の名称及び位置は、市長が別に定める。

別表１の３（第２条の２関係）

公園施設の名称	公園施設の所在	開館時間	休館日
みどりと花のセンター	字緑ヶ丘２番地１	午前９時から午後５時まで	(１) 毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「国民の休日」という。）の場合はその翌日） (２) 国民の休日の翌日 (３) 年末年始（12月29日から翌年の１月３日までの日）
帯広の森・はぐくむ	南町南９線49番地１	(１) ４月29日から10月31日まで 午前９時から午後７時まで (２) 11月１日から翌年の４月28日まで 午前９時から午後５時まで	(１) 毎週月曜日（月曜日が国民の休日の場合はその翌日） (２) 国民の休日の翌日 (３) 年末年始（12月29日から翌年の１月３日までの日）

別表２（第５条関係）

行為		使用料	
		単位	金額
行商その他これに類する行為		1平方メートル１日につき	60円
業としての写真の撮影	常時	写真機１台１月につき	2,030円
	臨時	写真機１台１日につき	100円

興行	1 平方メートル 1 日につき	60円
業としての映画の撮影	1 日につき	1,010円
第 3 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	1 平方メートル 1 月につき	200円
	1 平方メートル 1 日につき	10円
第 3 条第 1 項第 5 号に掲げる行為	その都度市長が定める	

別表 3（第 9 条関係）

区分	使用料	
	単位	金額
公園施設を設置する場合	1 平方メートル 1 月につき	20円以上610円以内
公園施設を管理する場合	1 か所 1 月につき	50,970円以内

別表 4（第12条関係）

占用区分		占用料	
		単位	金額
法第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる工作物	第 1 種電柱	1 本につき 1 年	円 480
	第 2 種電柱		730
	第 3 種電柱		990
	第 1 種電話柱		430
	第 2 種電話柱		680
	第 3 種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき 1 年	4
	地下に設ける電線その他の線類		3
	地上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	260
	変圧塔その他これに類するもの	1 個につき 1 年	850
法第 7 条第 1 項第 2 号に掲げる施設	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	18
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		26
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		38
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		51
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		77
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		100
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		180
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		260
	外径が 1 メートル以上のもの		510
法第 7 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	地下に設ける通路	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	260
	その他のもの		850
法第 7 条第 1 項第 4 号に掲げる工作物	公衆電話所	1 個につき 1 年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1 個につき 1 年	360
法第 7 条第 1 項第 6 号に掲げる工作物		占用面積 1 平	87

		方メートルにつき1月	
令第12条第2項第1号に掲げる物件	標識	1本につき1年	680
令第12条第2項第7号に掲げる工事用施設及び同項第8号に掲げる工事用の材料の置場		占用面積1平方メートルにつき1月	87
その他の工作物、物件及び施設		市長がその都度定める。	
備考			
1 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 2 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。 4 占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。 5 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。 7 占用の許可期間が1月未満の場合の占用料の額は、当該占用料の額に100分の110を乗じて得た額とする。 8 1納期における占用料の額が100円未満のときは、100円とする。			